

別紙 1 ( 法施行規則別紙 1 )

規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等 価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF				0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF				0.03	
	2,3,4,7,8-PeCDF				0.3	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF				0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF				0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
Total PCDFs	-	-	-	-		
ポリ塩化ジオキベンゾ	2,3,7,8-TeCDD				1	
	1,2,3,7,8-PeCDD				1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD				0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD				0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	-	-	-	-	
Total (PCDFs+PCDDs)		-	-	-	-	
コブラポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)				0.0003	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)				0.0001	
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)				0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)				0.03	
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)				0.00003	
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)				0.00003	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)				0.00003	
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)				0.00003	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)				0.00003	
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)				0.00003	
Total コブラナーPCB		-	-	-	-	
Total ダイオキシン類		-	-	-	-	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/m<sup>3</sup>N (毒性等量にあっては、ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)、排水の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/L (毒性等量にあっては、pg-TEQ/L) とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/g (毒性等量にあっては ng-TEQ/g) とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは "ND" と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格 K 0311 又は K 0312 によること。

6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

